News Letter

ニュースレター



2021年10月29日







日本赤十字社愛知県支部との

遺贈寄付に係る遺言信託業務に関する協定の締結について

名古屋銀行(頭取 藤原 一朗)は、下記の通り、日本赤十字社愛知県支部(支部長 神田 真秋) と遺贈寄付に係る遺言信託業務に関する協定を締結いたしましたのでお知らせします。

なお、日本赤十字社愛知県支部が民間企業と遺贈寄付に関する協定の締結を行うのは、当行が 初となります。

当行は今後も、お客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい 商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

- 1. 協定締結日 2021年10月29日(金)
- 2. 目 的 当行が銀行の本体業務として行う「遺言信託_{※1}」を活用し、日本赤十字社愛知 県支部への遺贈_{※2} 寄付を希望されるお客さまの遺志に沿った寄付を行う体制を 構築するため
 - ※1 遺言書の作成サポートから遺言書の保管、遺言の執行を引受ける業務
 - ※2 遺言により、財産の一部または全部を、特定の個人や団体に贈与する行為
- 3. 協定内容
- ・日本赤十字社愛知県支部は、遺言を活用した遺贈寄付を希望されたお客さま に対し、相談先として当行を紹介します。
- ・当行は、遺言を活用した遺贈寄付に関する相談に対し、必要に応じて「遺言信託」など、お客さまの意向に沿った商品・サービスを提供します。

<スキーム図>



- ①日本赤十字社愛知県支部に遺贈したいお客さまが日本赤十字社愛知県支部に申し出
- ②日本赤十字社愛知県支部はお客さまに当行を紹介
- ③当行はお客さまのご意向に基づき遺言書作成のご相談を承る
- ④お客さまと当行の間で遺言信託契約を締結
- ⑤遺言者のご逝去に伴い、当行が遺言執行者に就職し、遺言書の内容を実現し日本赤十字社愛知県支部への 遺贈を実施

以上